

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 契約の内容

(1) 事業年度

令和4年度

(2) 業務の名称

令和4年度和歌山県工業技術センター清掃業務委託

(3) 業務内容

和歌山県工業技術センターの清掃業務を実施する
仕様書のとおり

(4) 業務履行の場所

和歌山市小倉60番地 和歌山県工業技術センター

(5) 業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって海草振興局管内にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。

3 契約の相手方の決定日時（予定）

令和4年3月25（金）午後1時

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

5 契約書の要否

要

5 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和4年3月18日(金)午後5時00分まで
郵送の場合であっても提出期限までに必着させること。

(2) 提出場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課
和歌山市小倉60番地
電話 073-477-1271

6 その他

(1) 発注(契約の締結)と関係予算の成立

この公告による契約の締結は、当該契約に係る令和4年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 発注(契約)の事務を担当する部局

この公告及びそれに基づく発注(契約)に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

イ 所在地

和歌山市小倉60番地
電話 073-477-1271

見積書提出等における説明事項
「令和４年度和歌山県工業技術センター清掃業務委託」

1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書（様式１）に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
清掃場所及び方法について内容を確認の上、見積もること。説明が必要な場合は事前に連絡すること。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書※を見積書と併せて提出すること。（※提出日において発行後３ヶ月を経過していない原本）

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が２以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 落札者の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。

なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保険事業会社の保証

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

見 積 書

見積金額
(税抜き)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和 4 年度和歌山県工業技術センター清掃業務委託に係る見積金

上記のとおり見積します。

令和 4 年 月 日

住所

〔法人にあっては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

(代理人の場合)

氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。